

(別紙様式第1号)

# 借入状況等申告書

## 1 借入状況

※他の金融機関等からの借入状況の有無について、必ずどちらかに○印をしてください。

住宅金融支援機構	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	銀行	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	その他公庫	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	労働金庫	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
信用金庫	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	信用組合	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	消費者金融	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	信販会社	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
地方公共団体による住宅融資等	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	互助会	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	個人	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	その他	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

※上記で「有」に○印したのについて、以下に記入してください。

他の金融機関等からの借入状況記載欄									
借入先	既借入分					新規借入分			
	借入日	借入額(円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)	借入日	借入額(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)
〇〇銀行	〇・〇・〇	2,000,000	1,234,567	15,000	50,000	..			
住宅金融支援機構	..					〇・〇・〇	10,000,000	20,000	100,000
	..					..			
	..					..			
計				(A) 15,000	(F) 50,000			(B) 20,000	(G) 100,000

記入日現在における残高を記入してください。

住宅金融公庫等の連帯債務については、実際に支払っている毎月の償還額の1/2を本人の償還額として取り扱います。

実際に支払っている償還額を記入してください。

修学貸付の場合は、据置期間中で利息のみの償還中であっても「組合員貸付金償還表」の償還額を記入してください。

ら の 借 入 状 況 記 入 欄									
貸付種類	入 分					新 規 借 入 分			
	借入日	借入額(円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)	借入日	借入額(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)
住宅貸付	..					〇・〇・〇	13,000,000	50,311	100,622
普通貸付	〇・〇・〇	2,000,000	1,427,802	22,583	45,166	..			
	..					..			
	..					..			
毎月の償還額				(C) 22,583	(H) 45,166			(D) 50,311	(I) 100,622
ボーナス償還額									(J) 295,788

貸付種類別に記入してください。

記入日現在における残高を記入してください。

## 2 給料月額に対する毎月の償還額の割合

毎月の償還額(E)	給料月額(K)	貸付申込月の正規勤務時間(X) *	貸付申込月の休業予定時間(Y) *	割合 [E ÷ (K × (1 - (Y ÷ X))) × 100]
107,894円	400,000円	0時間	0時間	26.97 %

\* 貸付申込月の正規勤務時間(X)及び貸付申込月の休業予定時間(Y)は、部分休業中の場合に記入してください。

※ 給料月額(K)に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

※ 短時間勤務職員は、給料を「報酬」と読み替えて記入してください。

※ 部分休業中の場合は、減額後の給料(または報酬)月額(K × (1 - Y ÷ X))に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

## 3 年収額に対する年間償還額の割合

年間償還額[E × 12 + J × 2] (L)	年収額[K × 12 + K × 4] (M)	割合 [L ÷ (M × (1 - (Y ÷ X))) × 100]
1,886,304円	6,400,000円	29.47 %

※ 年収額(M)に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

※ 部分休業中の場合は、減額後の年収額(M × (1 - Y ÷ X))に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

私の借入状況は上記事実と相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。

- 裏面の記入上の注意を確認し、これに従うこと。
- この申告と相違する場合は、共済組合の即時償還命令に従います。

令和〇年〇月〇日

長崎県市町村職員共済組合理事長 様

申込人氏名 共済 太郎